

■改正利用規約の施行に向けた取組について

平成27年			平成28年
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
★4/1 規約改正 ★5/1 規約施行 ★5/1 利用者区分変更のご案内 ★5/18 サービス利用申込の受付開始			
申込者が団体等の長でないサービス利用者 サービス利用の再申込対応			
申込者団体が法人格を有しないサービス利用者 サービス利用の再申込対応			
			利用継続の申請
			活動状況の報告

1

サービス利用規約の改正について

(平成27年5月1日現在)

旧規約における分類

新規約における分類

利用者区分	主たる業務の分類	加入数	備考	利用者区分	加入数	
情報発信者 <small>(括弧内は避難情報発信者数)</small>	都道府県 (32)	47	}	情報発信者	363	
	交通・ライフライン事業者	16				
	その他(市町村など) (241)	300				
	情報発信者合計 (273)	363				
情報伝達者	放送事業者	地上波テレビ	100	}	特定情報伝達者	445
		CATV	174			
		AMラジオ	12			
		FMラジオ	37			
		短波ラジオ	1			
		コミュニティFM	93			
	新聞社	26	}	一般情報伝達者	17	
	通信社	2				
	ポータル事業者	4				
	その他	13				
情報伝達者合計	462					
特別利用者		4	→	特別利用者	4	
中間伝達者		8	→	特定協力事業者	8	
協力事業者		36	→	一般協力事業者	36	
加入団体数合計		865		加入団体数合計	865	

※ 加入団体リストは、以下のURLよりダウンロード可能
<http://www.fmmc.or.jp/commons/service/>

2

サービス利用規約の改正について

■サービス利用者区分変更に伴い今後対応頂く作業

サービス利用者等分類			年度末の対応			備考
旧区分	新区分	利用者数	活動報告の実施	継続契約の締結 ※		
				H27年度	H28年度	
情報伝達者	特定情報伝達者	445	—	—	—	
	一般情報伝達者	17	17	6	11	
中間伝達者	特定協力事業者	8	8	4	4	
協力事業者	一般協力事業者	36	36	21	15	
特別利用者	特別利用者	2	2	2	2	
合計		508	63	33	32	

※継続契約については、対象サービス利用者は2年毎に必要となる。

※情報伝達者(地方公共団体除く)について、別途、協議を行う。

3

サービス利用規約の改正について

■公共情報コモンズサービス利用規約の改正について(7月改正予定その1)

【目的】

自治体が公共情報コモンズ運営諮問委員会および同作業部会に委員を出席させるための論拠を明確にし、自治体が出席し易い環境を整える。

【条文変更案】

(本サービスの運営体制)

第22条 財団は、専任的に本サービスの運営にあたる組織として「公共情報コモンズセンター」(以下「コモンズセンター」といいます。)を設置するものとします。コモンズセンターの組織体制および職制は財団の規定により、変更、改正についても財団の規定に従うものとします。

- 2 財団は本サービスの運営における公平性、中立性を担保するための諮問機関を設け、財団が運用に関わる重要事項と判断した事項については当該諮問機関に対して諮問を行うものとします。

- 2 財団は本サービスの運営における公平性、中立性を担保するため、**地方公共団体(市町村を含む。)、テレビ放送事業者その他のサービス利用者である団体に所属する職員及び防災又は減災に関する有識者を構成員とする**諮問機関を設け、財団が運用に関わる重要事項と判断した事項については当該諮問機関に対して諮問を行うものとします。

4

サービス利用規約の改正について

■ 公共情報コモンズサービス利用規約の改正について(7月改正予定その2)

【目的】

アラート(公共情報コモンズ)に発信される本番情報を使用して、実証実験を行いたいという要望がある場合に対応出来るようにする。

【条文変更案】

(用語の定義)

第2条 サービス規約および前条に定める細則では以下の用語を使用します。

(8) 特別利用者

情報発信者及び情報伝達者には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点から公共情報コモンズから得た災害等公共情報を利用することを認められた者。官公庁、研究機関、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体など。

(8) 特別利用者

情報発信者及び情報伝達者には該当しないが、公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点から公共情報コモンズから得た災害等公共情報を利用することを認められた者。官公庁、研究機関、**官公庁から委託を受けて実証実験を行おうとする民間事業者**、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体など。

5

サービス利用規約の改正について

(特別利用者)

第37条 サービス利用者に該当しないが公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。

2 特別利用者の認定についてはサービス利用者と同様に、財団との利用契約および利用資格審査を経て行うものとします。

3 特別利用者には、あらかじめ財団が承諾する範囲で本サービスからの情報取得を認めますが、情報発信については認めません。

3 **前項の認定を受けた特別利用者は、その認定に当たり財団が付した利用目的・利用期間その他の条件の範囲内で公共情報コモンズから得た災害等公共情報を利用することができますが、情報発信については認めません。**

6